

大和市告示第76号

大和市訪問型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市訪問型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年大和市規則第4号。以下「規則」という。）第4条第1号ア(ウ)に掲げる訪問型サービスC（短期集中予防サービス）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

（対象者）

第3条 訪問型サービスCの対象者（以下「対象者」という。）は、規則第5条第1項第2号に規定する者のうち、大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱（平成29年大和市告示第 号）の規定により実施される介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）の結果、訪問型サービスCの利用が必要とされた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、訪問型サービスCを利用することができない。

- (1) 感染症に罹患している者又はそのおそれのある者
- (2) 訪問型サービスCの実施、運営等に支障を及ぼすと認められる者
- (3) 訪問型サービスCを実施することにより、病状悪化のおそれがあると医師に判断された者又は医師等により運動に関して特別な注意を受けている者

（基本方針）

第4条 訪問型サービスCは、これを利用する者（以下「利用者」という。）に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、保健、医療等の専門職が第8条第1項に定める期間に、別表に定めるプログラム（以下「プログラム」という。）ごとの目的及び概要に沿って実施することにより行うものとする。

2 訪問型サービスCは、利用者に対して、要介護状態等となることの予防又は地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的とする。

3 訪問型サービスCは、利用者に対して、介護予防ケアマネジメントの実施により作成される介

介護予防ケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）に基づき、その心身の状況、置かれている環境等に応じたサービスを提供するとともに、セルフケア（自分で自己の健康管理を行うことをいう。）に向けた動機づけ及び学習を行うことによって、利用者がサービスの終了後も日常生活及び地域活動の中で継続的な機能維持を推進していくことを目指して行うものとする。

（実施方法等）

第5条 訪問型サービスCは、市に所属する理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士等（以下「専門職」という。）により実施するものとする。

（遵守事項）

第6条 前条の規定により訪問型サービスCを実施する専門職は、別表に定めるプログラムを実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者に対し講習内容の説明を行い、理解を得た上で、安全に配慮した目標設定を行うこと。
- (2) 利用者の心身の状況を常に把握し、安全に事業を実施すること。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- (4) 地域との結び付きを重視し、地域包括支援センター、介護予防・生活支援サービス事業受託事業者、介護保険サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、関係行政機関、医療機関、居宅介護支援専門員、地区組織及びボランティア等との連携に努めること。
- (5) 利用者の介護予防ケアプランに沿ったプログラムを実施すること。

（個別プランの作成）

第7条 専門職は、介護予防ケアプラン等により利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、当該利用者ごとに、訪問型サービスCの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問型サービスC個別プラン（以下「個別プラン」という。）を作成するものとする。

- 2 専門職は、個別プランの作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行わなければならない。
- 3 専門職は、個別プランを当該利用者の介護予防ケアマネジメントを行う事業者（以下「介護予防ケアマネジメント事業者」という。）に提出するものとする。

（提供期間等）

第8条 プログラムは、原則として1月当たり4回を限度とし、3月以内の期間（以下「1クール」という。）で実施するものとする。

- 2 プログラムの実施時間は、1回当たり1時間程度とする。
- 3 同一の利用者による同一のプログラムの利用については、原則として、1クールに限るものとする。

する。

(介護予防ケアマネジメント事業者との情報共有)

第9条 専門職は、訪問型サービスCの提供の開始前又は提供時に、必要に応じて当該利用者の介護予防ケアマネジメント事業者との同行訪問等により、当該利用者の身体の状況等の確認を行うものとする。

2 専門職は、訪問型サービスCの提供を終了したときは、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者の介護予防ケアマネジメント事業者に対する情報提供を行うため、当該訪問型サービスCの提供終了後、個別サービス結果報告書を介護予防ケアマネジメント事業者へ提出するものとする。

(衛生管理等)

第10条 専門職は、訪問型サービスCの実施に当たり、清潔の保持及び健康状態について、必要な自己管理を行わなければならない。

2 専門職は、訪問型サービスCの実施において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第11条 専門職は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。専門職を退いた後も同様とする。

2 専門職は、当該訪問型サービスCの実施に係る担当者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 専門職は、個別プラン、個別サービス結果報告書等において利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得なければならない。

(苦情処理)

第12条 専門職は、提供した訪問型サービスCに係る利用者及びその家族からの苦情を受けた場合は、迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 専門職は、前項の苦情の内容及び行った処置について記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 専門職は、訪問型サービスCの提供により利用者に事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護予防ケアマネジメント事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 専門職は、前項の事故の状況及び行った処置について記録しなければならない。

(緊急時等の対応)

第14条 専門職は、現に訪問型サービスCの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 専門職は、緊急時の状況及び行った措置について記録しなければならない。

(記録の整備)

第15条 専門職は、訪問型サービスCの提供に当たり、次に掲げる書類を整備しなければならない。

(1) 訪問型サービスCを提供した際の具体的なサービス内容等の記録

(2) 安全管理マニュアル

(3) 第7条に規定する個別プラン

(4) 第9条第2項に規定する個別サービス結果報告書

(5) 第12条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第13条第2項に規定する事故の状況及び行った措置についての記録

(7) 第14条第2項に規定する緊急時の状況及び行った措置についての記録

2 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

3 第1項に掲げる書類については、当該事業の完結の日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

プログラムごとの目的及び概要

1 運動機能向上講習

項目	内容
目的	利用者が、日常生活を維持及び改善するために必要な運動に気づき、運動の実施及び運動に関する知識の習得により運動器の機能を図ることで、自立した生活を続けられるように支援を行う。
概要	ア 骨折予防及び膝痛又は腰痛の予防若しくは痛みの改善等加齢に伴う運動器の機能低下を予防するため、ストレッチ、筋力トレーニング、バランス運動等を実施する。 イ 講習の事前及び事後の評価としてアセスメントを実施する。

2 口腔^{くわう}機能向上講習

項目	内容
目的	口腔機能の維持及び改善を通じて、いつまでも楽しく食べられることで、安全な食生活の営みができるよう支援を行う。
概要	ア 高齢の方の摂食及び嚥下機能の低下を早期に発見し、その予防を図るため、口腔機能向上のための教育、口腔清掃の指導並びに摂食及び嚥 ^{えん} 下機能の訓練の指導を実施する。 イ 口腔の専門職による口腔内の評価を実施する。 ウ 講習の事前及び事後の評価としてアセスメントを実施する。

3 低栄養改善講習

項目	内容
目的	食事及び栄養指導を通じて低栄養状態の予防及び改善を図ることで、自立した生活を送り続けられるように支援を行う。
概要	ア 低栄養状態の予防及び改善を図るため、自立支援のための食事及び栄養指導を実施する。 イ 講習の事前及び事後の評価としてアセスメントを実施する。